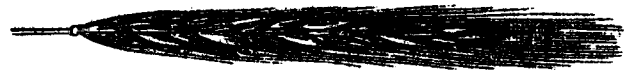


いのちの講座

食・健康・環境

歴史にはこう記されるだろう。この変革の時代において、もっとも悲劇的であったのは、悪人たちの辛辣な言葉や暴力ではなく、善人たちの恐ろしいまでの沈黙と無関心であった、と。 マルチン・ルーサー・キング・ジュニア



目次

- 巻頭言★主要農作物種子法廃止と規制改革推進会議 ……1
- 共謀罪★共謀罪（「テロ等組織犯罪準備罪」）は平成の治安維持法
国民の政府批判を封じ、圧殺する弾圧法だ！ ……3
- TPP★日本のTPP批准と日米二国間協議 ……5
- 農業★ネオニコ系農薬の影響はコウモリにも及ぶ 脳の海馬が死に空間認識に異常 ……7
- ことば★「トランプ大統領、悪くない」 ……8
- 国会★自由党・山本太郎共同代表の国会発言が「取り消し」になる可能性!? ……9
- 講演会案内★ビジョン21連続講座第13回「共謀罪」 ……9
- 表紙絵解説★ムラサキ ……12

巻頭言

主要農作物種子法廃止と規制改革推進会議

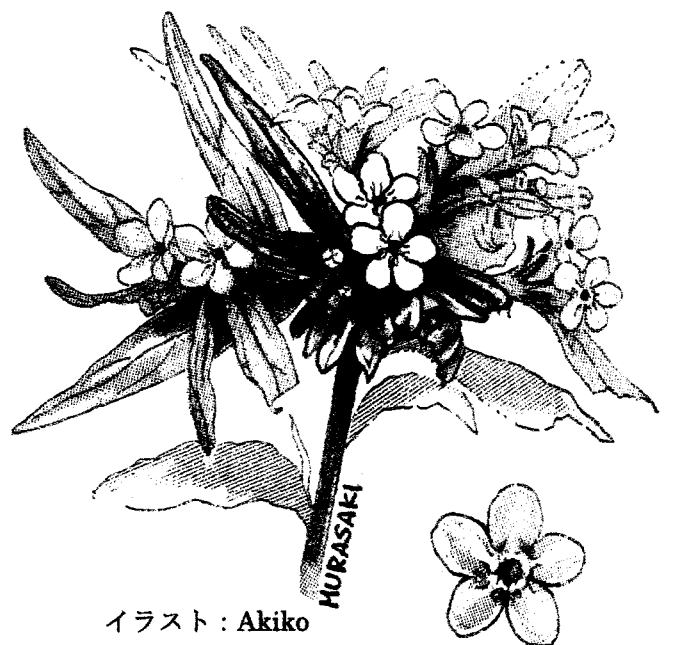
農水省は「規制改革推進会議」農業ワーキング・グループの提言を受けて、主要農作物種子法（種子法）を廃止する。今国会に最優先で提出するという。

種子法は、基礎食料の稲、麦、大豆については、品種開発は国や都道府県など公的機関に限定し、優れた特性を持つ品種を奨励品種に指定し、種子を生産し、普及させることを義務付ける。数回の改正を経て、民間企業の参入を認める規制緩和が進められてきた。しかし、民間の開発種子の流通は限定的で、参入を阻害しているとして、種子法そのものを廃止し、加えて農業競争力強化支援法案で「国が講ずべき施策」として国や都道府県が持つ育種素材や施設を民間に提供し、国が民間を手助けして品種開発を加速させるという。早い話、米国に命じられ、民間企業（外資など）にひさしどころか母屋を明け渡すために税を投じて築いてきた国民資産を提供し、儲かるように政府が手取り、足とりして手助けしようという話なのだ。

種子法は国家の根幹を守る規制法だ。これを廃止し、食糧安全保障の土台である米、麦、大豆の種子を民間に完全に委ねようとは、政治理念なき、暗愚な朝貢

政治だ。将来に大きな禍根を残すことは間違いない。

日本の米、麦、大豆の品種開発、育種技術は世界的にも優れて高く、公的研究機関の研究・技術は農家の拠り所であり、高い農業生産力の基盤であった。主要農作物（米、麦、大豆）は第一に、国民のいのちに係る農業・食料政策の要の重要作物である。第二に、作付けが全国的であり、気候や土壌など多様な地域的条件下に



イラスト：Akiko

適応した品種を育成する必要がある。第三に、需要が多いため、優良な種子が安定的・計画的に確保される必要がある。第四に、種子価格を低く抑える必要がある。種子事業が公的機関によって独占的に担われてきたのは以上のような理由がある。

一方、国際的な潮流として、種子にも特許が認められるようになってから、アグロバイオ企業らは種子支配を目指すようになり、世界的に種子産業の買収が繰り返られて種子産業の寡占化が進行した。新品種開発者の権利は育成者権が認められているが、特許権と二重保護が認められるようにもなった。今日では特許付与の遺伝子組み換え種はもとより、それに限らず、普通種子にもどんどん特許が取得されている。マイナーな産業分野であった種子が、いまでは知的財産権に守られ、大きな利益を生むことになった。

日本では、種苗事業に関心を示す民間企業(三菱系の植物工学研究所、三井化学、JT、キリンビールなど)を中心に、経済同友会や経団連などを介して政策への働きかけが強められ、政府は民間企業の参入を促す方向で種子法の改正を行ってきた。育種に限っていえば、民間企業の参入はほぼ達成されている。(先に上げた民間企業はGMイネの開発を進めたが、販売に至らず、いずれも撤退している。)しかし、実際には依然として強固に維持されている公的な育種・生産・流通体制に制約されて、市場環境に大きな変更を加えるものにはならなかった。日本モンサント社が開発したイネ品種「とねのめぐみ」(非GM)は、品種登録を得た後、2006年に茨城県の産地品種銘柄米に指定されたが奨励品種には認定されず流通量は少ない。

そして今、「規制改革推進会議」が窓口になって、米国からの「種子法を廃止せよ」との命を官邸にあげ、これが実現されようとしている。

廃止されたら、どうなるか。現在生産費全体に占める種子価格の割合は2%台と低く、国や県の補助によって単価500円台という価格水準が成立している。民間企業が、補助なしに採算をとるにはこの2、3倍の価格は最

低必要という。民間企業は特許種子を投入し、一層高い価格をめざすのは明らかだ。また種子が安定的に供給されるかはわからない。公的機関と違って民間は責任を負わないからだ。そして、GM種子の販売が始まるだろう。なによりもモンサントらが世界各地で行ってきたGM生産を見れば、そのダメージの大きさがわかる。農家は生産の自律を奪われ、特許で縛られ、監視され、高い種子と農薬使用を止められなくなる。特許侵害ビジネスの餌食にもされる。遺伝子汚染は花粉とともに風や虫によって広がり、種子はこぼれ種となり地中に潜り、あるいは鳥に運ばれていく。

農水省よ、遺伝資源が汚染されるダメージを考えたことがあるのか。

国の基幹作物であるコメの、育種技術、遺伝資源、そして種子供給を含めた総合的かつ将来を見据えた国家の食糧安全保障政策を講じる責務はどこにいったのか。

官邸直属の「規制改革推進会議」の存在は問題である。規制改革推進会議はTPP協定25条「規制の整合性」で、外国人投資家の意見を継続的に聞くために設置された「調整機関」である。また、日米二国間の交換文書に「日本国政府は……外国投資家その他利害関係者から意見および提言を求める。意見及び提言は、…定期的に規制改革会議に付託する。日本国政府は規制改革会議の提言に従って必要な措置をとる。」と明記されている。外国資本の要求を自国の政府に吞ませるといってもない役割を負う。

この規制改革推進会議(農業ワーキング・グループの座長は金丸恭文氏:フューチャーアーキテクト(株)会長兼社長)は、昨年9月廃止になった産業競争力会議(竹中平蔵、三木谷浩史、新浪剛史の各氏が主導。金丸恭文氏もメンバーだった)と同類だ。どちらも外資を代弁して米国の力を利用しながら自らの利益を実現しようとする人々で構成。TPPのISDS条項とつながっている。

規制改革推進会議はもうひとつ、全農とJAグループに対する批判を強め、解体を狙う。もともと農業構造改革は、TPP発効を前提に、その受け皿として検討され

てきたもの。いま、TPPの発効が見通せなくなる中、農協を標的にするのは外資が全農組織からJAバンクの預貯金と共済の金融部門を切り離し、横取りする下心があるからだ。加えて全農の子会社「全農グレイン」を乗っ取る思惑も指摘されている。全農グレインは、米国に世界最大の穀物船積み施設を保有し、分別生産流通管理(IP ハンドリング)を構築している。IP ハンドリングはトウモロコシなどの飼料穀物の栽培・収穫・貯蔵・輸送から配合飼料の製造・供給までの全過程を徹底した分別管理するもので、生産者・消費者のニーズに応じてポストハーベストフリー・トウモロコシ、NON-GMO トウモロコシや NON-GMO 大豆粕を管理する。GM混入に

対処するため穀物生産農家を組織するとともにトウモロコシの GMO 混入比率 5%以下という定量基準を設定。こうしたIPハンドリングを行う全農グレインはカーギルやモンサントらにとって、邪魔な存在だからだ。

米国支配層の要求受け入れ窓口である「規制改革推進会議」、それにもうひとつ「日米合同委員会」(月2回、米軍将校が各省庁の官僚トップに対し、直接指示を出す会議)は米国植民地日本を象徴する屈辱的組織だ。

日本の政治家はいつまでこれらを黙認し続けるのだろうか。(安田 節子)

共謀罪

共謀罪(「テロ等組織犯罪準備罪」)は平成の治安維持法 国民の政府批判を封じ、圧殺する弾圧法だ!

これまで3回国会に提出され3回とも廃案となった「共謀罪」。それを安倍政権は、新設の「テロ等準備罪」として看板を変えて焼き直し、今国会で本気で通そうとしている。

五輪におけるテロ防止といわれただけで、国民の多くは思考停止に陥り、圧倒的な同調圧力にさらされるのではないかと強く懸念する。

日本の刑法は行為に対する処罰が原理であり、犯罪は計画段階や未遂の段階で処罰されない。(ただし現行法においても一定の重大犯罪の準備行為については、予備罪や準備罪で摘発・処罰はできるのだ)。今回、この法案を提出する大義名分として東京五輪などへのテロ対策強化を持ち出してきたが、「共謀罪」の対象は、テロやテロの準備行為に限定されているわけではなく、その対象犯罪は 676 もの数になる。テロ等の「等」がその意味だ。

それらの犯罪行為が行われることがなくても、あるいは具体的な犯罪行為が行われる危険性が実際に発生しなくても、「話し合っただけ」で罪になる。

共謀罪(テロ等準備罪)はテロ対策に名を借り、政府が市民の心に介入し、思想・団結を罰する。刑法の基本原則をひっくり返し、市民弾圧の道具であった戦前の治安維持法を復活させるものだ。

「テロの脅威から国民を守るために共謀罪は必要だろ

う」あるいは、「自分はテロの相談をするなんてことは絶対にありえないから、「共謀罪」ができて別何の不利も利益もない。むしろ、テロの脅威から守られるのなら歓迎すべきことだ」、「犯罪に当たるような行為は自分にはあり得ない」と思っているあなた。警察はこれら犯罪に該当しなくても容疑だけで強制捜査や拘束などができるようになるところがこの共謀罪のキモなのだ。

浦部法徳氏(法学館憲法研究所メルマガ「憲法雑記帳」)は次のように例を上げる。

「たとえば、どこかの建物の塀にビラを貼るなどという行為も、「建造物損壊罪」だとして(共謀罪の)対象になることもありうるのである。だから、「みんなで手分けしてビラを貼ろう」と相談したら、それだけで「建造物損壊の共謀」の罪に問われることにもなりかねない。単に相談しただけだったら、もしかしたら有罪にはならないかもしれない。あるいは、不起訴ということになる可能性もないわけではなからう。しかし、「共謀罪」容疑での捜査・取調べは可能である。つまり、相談した、話し合った、というだけで、警察は強制捜査に乗り出すことができることになるのである。「共謀罪」の本当の狙いと本当の怖さは、ここにある。

そしてまた、「共謀罪」を立件するためには、「〇月〇日にどこそこでこういう内容の謀議がなされた」という証拠をつかむ必要があるが、その「謀議」はそもそもが仲間同士の「内輪」のものだから、「外」からの捜査だけで